

秋田市告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ゆうきクリニック	秋田市山王六丁目12番8号	令和5年4月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
ものお耳鼻科クリニック	秋田市檜山川口境8番24号	令和5年4月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
いずみ歯科クリニック	秋田市泉中央二丁目14番6号 ノーベル泉1F	令和4年12月28日
米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	令和5年4月1日
ひらの眼科	秋田市広面字樋ノ沖27番地2	令和5年3月31日